

令和8年2月26日

## 質 疑 応 答 書

青森地域広域事務組合消防本部通信指令課

質疑応答		件名 青森地域広域事務組合消防救急デジタル無線整備業務
質問 番号	質 問	回 答
1	要求水準書P19「第5章1(2)サ」について。当社仕様では、消費電力は960VA以下となります。当社仕様をお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
2	要求水準書P19「第5章1(4)イ」について。当社仕様では、保守操作は管理監視制御卓での操作となります。当社仕様をお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
3	要求水準書P20「第5章2(1)ケ」について。当社仕様では、統制波3波を無線装置1式で運用する場合、統制波3波を順にスキャンしながら無線の受信状況を確認する方法となりますがよろしいでしょうか。	青森消防基地局は統制波3波を3装置(現用・予備)で運用し、その他の4基地局は切替運用とします。 ※「P16第4章5」基地局別チャンネル構成参照
4	要求水準書P24「第5章10(2)イ」について。当社では、防塵対策として別途防塵ラック等を用いて対策しております。当社仕様をお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
5	要求水準書P25「第5章11(1)カ」について。当社では、別途専用の録音装置をご提案させていただきます。当社仕様をお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
6	要求水準書P25「第5章11(3)イ」について。当社では、別途専用の録音装置をご提案させていただきます。当社仕様をお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
7	要求水準書P28「第5章16(1)、(2)、(3)」について。1号機と2号機の週間交代運転・故障した場合・能力不足が発生した場合の交代については、全て手動で操作という認識でよろしいでしょうか。	すべて自動操作とします。

(注1) 質疑応答書は当事務組合のホームページにて掲載します。

8	要求水準書P14「第4章3(1)」について。青森消防基地局モヤヒルズ山頂へ新設する基地局について、電源ケーブル及び有線ネットワーク回線の敷設ルート詳細は、設計図面及び施工方法について提案書に含めることは必須でしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求水準書P14「第4章3(1)」について。電源ケーブル及び有線ネットワーク回線の敷設工事で追加工事が発生した場合の費用は、本事業に全て含めるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書P2「第1章3(14)」について。新設する局舎、鉄塔の塗装は、本条例に則って環境調和色の対応が必要という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	要求水準書P4「第1章13(1)ウ」について。監理技術者の配置期間は、設計業務の完了後(令和9年4月～を想定)からでよろしいでしょうか。対応可能な場合は、契約書にその旨の記載は可能でしょうか。	可とします。 契約書追記事項については、契約時に双方協議した上で記載内容を検討します。
12	要求水準書P14「第4章3(3)」について。アプローチ回線は多重無線のみとの認識で正しいでしょうか。	平内水ヶ沢基地局と旧平内消防署は多重無線回線。旧平内消防署と消防指令センターは有線回線で接続することとします。
13	要求水準書P14「第4章3(3)ク」について。既存多重無線を流用するために必要な既存ネットワークの情報(ネットワーク構成図やIPアドレス体系)について開示をお願いいたします。	契約後に開示します。
14	要求水準書P15「第4章3(4)ク」について。既設法面へのアンカー打付けについては、法面の安全性や他案件での実績ある工法での提案も含め、設計時の協議事項とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおり、既設法面へのアンカー打付けや掘削等の加工は認めないものとします。
15	要求水準書P17「第4章6」について。「各消防署」に設置する機器は、「遠隔制御装置」のみの想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	要求水準書P19「第5章1(2)ウ」について。回線制御装置の通話路方式は消防救急デジタル無線共通仕様書には定義されておらず、各メーカー異なります。システム機能を実現でき、多数の運用実績もございますので本機能でお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。

17	要求水準書P19「第5章1(2)エ」について。ログ取得のための装置と認識しております。弊社では、管理監視装置で同等の機能を有していますので、お認めいただけますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
18	要求水準書P19「第5章1(2)カ」について。本仕様は特定メーカの仕様となっています。各自己診断機能については各メーカによって異なります。弊社では管理監視装置で回線制御装置の機器異常を検知できる機能がございますのでお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
19	要求水準書P19「第5章1(2)キ」について。時刻の同期方式は各社ことなります。弊社は回線制御装置は指令台やネットワーク機器等から時刻同期が可能です。本機能でお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
20	要求水準書P19「第5章1(2)ク」について。弊社の回線制御装置の高さは2,000mmとなりますが、設置可能であることを現地確認しています。運用上問題ないとも考えますので、同寸法でもお認めいただけますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
21	要求水準書P19「第5章1(2)ケ」について。重量については各メーカーによって異なります。弊社においては各消防本部での数百の納入実績があり、問題なく設置できています。そのため受注後に設計・検討を行うことを前提に各メーカの装置重量でお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
22	要求水準書P19「第5章1(4)イ」について。機能は各機器(基地局、管理監視装置、遠隔制御器)にて実現しています。同機能を実現でき、多数の運用実績もございますので本機能でお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
23	要求水準書P20「第5章2(1)ウ、エ」について。本機能は各種移動局(携帯無線機等)で代用可能と考えますが、本機能は必須でしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書P20「第5章2(1)ケ」について。本機能は、統制波のTRXが個別となっている青森消防基地局のみでよろしいでしょうか。(他の基地局は統制波切り替え方式となっており、3波同時受信はできないため)	お見込みのとおりです。 ※「P16第4章5」基地局別チャンネル構成参照

25	要求水準書P21「第5章2(2)サ」について。本仕様は特定メーカーの仕様となっています。各自己診断項目については各メーカーによって異なります。弊社では管理監視装置にて基地局無線装置の機器異常を検知できる同等機能がございますのでお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
26	要求水準書P24「第5章9(6)、(7)」について。弊社のシステム構成において、監理監視装置で空中線共用機の異常を検知可能ですので、お認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
27	要求水準書P25「第5章11(1)オ(ア)」について。弊社では他装置(指令台)で同等の機能を有していますので、お認めいただけますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
28	要求水準書P25「第5章11(1)カ」について。弊社のシステム構成において録音機能は別機器(長時間録音装置)にて実現可能です。同機能を実現できますので本機能でお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
29	要求水準書P25「第5章11(1)キ(キ)」について。弊社のシステム構成において録音機能は別機器(長時間録音装置)にて実現可能です。同機能を実現できますので本機能でお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
30	要求水準書P25「第5章11(1)キ(ク)」について。弊社のシステム構成において、汎用性を高めるため、常時、遠隔性操作、基地局操作が可能となっておりますが、お認め頂けますようでしょうか。※局操の場合は現地に作業員が入局して操作する想定です。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
31	要求水準書P25「第5章11(1)キ(ケ)、(コ)」について。弊社のシステム構成においては、視認性が高く、誤操作が発生しにくいという観点から「管理監視制御装置」にて本機能を実現しています。多数の実績もございますのでこちらでお認めいただけますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
32	要求水準書P25「第5章11(1)ク(オ)」について。弊社のシステム構成において録音機能は別機器(長時間録音装置)にて実現可能です。同機能を実現できますので本機能でお認め頂けますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
33	要求水準書P25「第5章11(1)ク(カ)」について。弊社では他装置(指令台)で同等の機能を有していますので、お認めいただけますでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。

34	要求水準書P27「第5章13(2)カ(ア)」について。耐雪仕様については、設置する市町村の積雪基準(青森市建築基準法施工細則)に耐えうる仕様という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	要求水準書P28「第5章14(3)キ」について。直流電源装置+DC/ACインバータの併用としてよろしいでしょうか。	要求水準書同等、若しくはそれ以上の機能であれば可とします。
36	要求水準書P29「第5章18」について。「塗装等の整備改修」は、著しく劣化し、10年間運用を想定した場合に、修繕が必要な箇所に対して実施する想定でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書P30「第5章19(1)ア」について。本設備の更新対象装置は端子箱、共用装置、空中線、同軸避雷器(一部流用可)の想定でよろしいでしょうか。漏洩同軸ケーブル(LCX)は更新対象外の想定です。	お見込みのとおりです。 漏洩同軸ケーブル(LCX)は他機関と共用しており令和7年に更新済みです。
38	要求水準書P32「第6章」について。図中の新設機器枠内(実線枠内)の“各装置”は、本事業で整備する無線設備であり、本図のルーター配下に防災無線関連設備等は配置されない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書P33「第7章3」について。機器の二重化、冗長化によるリスク低減、及び携帯電話等の代替手段の確保が可能ですので、平日オンコール対応もお認めいただけますでしょうか。	オンコール対応については、要求水準書のとおりとします。
40	要求水準書P33「第7章5」について。本設備の保守・定期点検の対象設備について、漏洩同軸ケーブル(LCX)は対象外の想定でよろしいでしょうか。	漏洩同軸ケーブル(LCX)は他機関と共用しているため対象外とします。
41	要求水準書P14「第4章3(2)ク」について。既存アプローチ回線の撤去費用については、本事業の対象外の認識でよろしいでしょうか。対象の場合、ソフトバンク様のご連絡先をお教え願います。	お見込みのとおりです。
42	その他。アスベスト調査については、本事業の対象箇所について実施済みでしょうか。事前調査の実施が必要な建築物がある場合は事前調査が必要なためご教示ください。 なお事前調査の結果、石綿が存在する場合は発注者側で除去等作業を行うという認識で宜しいでしょうか。	アスベスト調査については未実施。 アスベスト調査対象は2006年(平成18年)8月31日以前に着工した建築物となっており、対象建築物は消防合同庁舎と東消防署です。事前調査は受注者にて実施すること。なお、事前調査の結果、アスベスト含有建材が使用されていた場合の費用負担は発注者と協議の上、決定することとします。